

浜松市契約後 V E 方式実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が契約後 V E 方式適用工事に指定した工事について、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等について、請負業者が行う設計変更の提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式について必要な事項を定めるものとする。

(契約後 V E 方式適用工事の指定)

第 2 条 契約後 V E 方式を適用する工事は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会において指定し、調達課長は、指定された工事を工事担当課長に通知するものとする。

2 調達課長は、契約後 V E 方式に指定された工事については、別に定める契約後 V E 工事特記仕様書を一般競争入札の公告に合せ表示し、又は指名通知書に添付するものとする。

3 工事担当課長は、契約後 V E 方式を適用する工事について 35 日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

(V E 提案を求める範囲)

第 3 条 V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減をともなうものとし、原則として、工事目的物の変更をともなわない範囲とする。

2 次の各号に掲げる提案は、V E 提案の範囲に含めないものとするが、工事の実情に照らして V E 提案の範囲に含めることが可能な場合は、設計図書に明記するものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更をともなう提案

(2) 工事契約約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案

(V E 提案の提出)

第 4 条 V E 提案を行おうとする者は、契約の締結日から起算して 20 日以内に、調達課長に V E 提案書を提出するものとする。

2 調達課長は、提出された V E 提案書を速やかに工事検査課長に送付するものとする。

3 提案の回数は原則として 1 回とする。

(V E 提案の審査)

第 5 条 V E 提案の審査を行うため、別に定めるところにより、契約後 V E 提案判定会(以下「判定会」という。)を設けるものとする。

2 V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。この場合において、提案内容を採用する場合は、提案額、内容に応じて工事成績評点に 1 点から 3 点の範囲内で加算することができる。

(V E 提案の採否の通知)

第6条 工事検査課長は、V E 提案の受領後 14 日以内に書面により V E 提案の採否を、調達課長を経て提案者に通知するものとする。ただし、提案者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

2 V E 提案を採用しないときは、その理由を付して通知するものとする。

(V E 提案が適正であると認められた場合の設計変更等)

第7条 工事担当課長は、V E 提案が適性であると認められたときは、必要に応じて設計図書の変更を行い、契約変更の手続きを行わなければならない。

2 前項の変更を行うときは、V E 提案により請負金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額を、諸経費欄に V E 管理費として計上することとする。

3 V E 提案が適正と認められた後、工事契約約款第 18 条の条件変更が生じたときは、V E 管理費については原則として変更しないものとする。

(提案内容の保護)

第8条 市は、適正と認めた V E 提案については、その後に発注する工事において無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する V E 提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第9条 市が、V E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合にあっても、V E 提案を行った者の責任が否定されるものではないものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。